

群馬県立県民健康科学大学大学院研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学大学院学則（以下「学則」という。）第40条の規定に基づき、研究生について必要な事項を定める。

(資格)

第2条 研究生として志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位、博士の学位又は専門職学位を得た者
- (2) 前号と同等以上の学力があると認められる者

(研究の始期)

第3条 研究の始期は、原則として学年又はセメスターの始めとする。

(出願手続)

第4条 研究生として研究を志願する者は、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。ただし、本学大学院を修了し、引き続き研究生を志願する者については、第1号及び第2号の書類のみで足りる。

- (1) 研究願
- (2) 研究計画書
- (3) 履歴書
- (4) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書
- (5) その他必要と認められる書類

2 研究生の出願期間は、別に定める。

(研究許可)

第5条 研究生の許可は、研究科委員会の意見を聴いて、学長が行う。

(授業料)

第6条 研究を許可された者は、所定の期日までに群馬県立県民健康科学大学条例（平成16年群馬県条例第64号）第7条に定める研究生授業料を納めなければならない。

2 既納の研究生授業料は、原則として返還しない。

(期間)

第7条 研究の期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、学長は、その期間を延長することができる。

(指導教員)

第8条 研究生の指導教員は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(授業の聴講)

第9条 研究生は指導教員が必要と認める場合は、当該研究に関連する授業を聴講することができる。

(研究報告)

第10条 研究生は、研究期間が終了したときは、研究報告書を指導教員を経て、研究科長に提出しなければならない。

(許可の取消)

第11条 学長は、研究生がこの規程に違反したとき又は疾病その他の事由により、研究を続ける見込みがなくなったときは、研究の許可を取り消すことができる。

(準用)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規程は、研究生について準用する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行前に本学大学院博士後期課程の開設準備事務として行った平成 28 年度の研究生に係る募集及び許可の手続きについては、第 2 条から第 5 条及び第 7 条から第 8 条までの規定に基づいて行った手続きとみなす。